

目標Ⅱ：地域住民等が主役となって活躍する地域福祉の推進

基本方針（１）ボランティア活動の普及・推進

【現状と課題】

社協ではボランティアセンターみずほの事業として定期的なボランティア講座や「夏・体験ボランティア事業」などボランティア活動の普及・推進を行っています。それに伴い、ボランティア活動は年々増加していますが、地域社会も変化しボランティアを必要とする場面は多様化しています。様々なニーズに応えるためにも、幅広い年齢層のボランティアの参加が求められており、誰もが気軽にボランティア活動へ参加できるような機会やプログラムを豊かにしていく必要があります。

また、最近では引きこもりなどの課題を抱える方が社会復帰や参加のきっかけとしてボランティア活動を始めることも多くなりました。このような方を支えていくこともボランティアセンターの役割となっています。

【今後の取り組み】

①活動内容の充実

幅広い年齢層へのボランティア活動の普及・推進や活動を充実させるため、活動内容や活動場所を増やしていきます。地域の福祉関係者や企業等も含めて、地域の実情や特色にあった活動を検討していきます。

また、日頃の生活の中で買い物の付き添いや要援護者の見守りを行うなど、身近な活動を通してボランティア活動の普及を図っていきます。

②ボランティア交流会やイベントへの参加

定期的にボランティア交流会を開催し、ボランティア同士が集まり、活動報告や情報交換を行う場を設けていきます。また、ボランティア活動を多くの方に周知するために、サマーフェスティバルなど地域イベントにボランティア有志が参加し普及・推進を行っていきます。

③ボランティアリーダーの発掘、養成

ボランティア活動の普及・推進のためには、同じボランティアの立場で、その活動を推進してくれる「**ボランティアリーダー**」の存在が必要です。ボランティアリーダーとなってくれる地域住民の発掘や育成に積極的に取り組んでいきます。

特に定年をむかえ退職された方などが、技術や経験などを活用し地域活動へ参加しいただくよう働きかけていきます。

※夏・体験ボランティア事業： 毎年7月～9月の夏休み期間を利用して都内で一斉に行われるボランティア活動の体験学習事業

基本方針（２）住民及び関係機関等の「顔の見える」ネットワークづくり

【現状と課題】

生活課題や地域課題が多様化するのに伴い相談窓口も増設されてきましたが、窓口が課題ごとに設置されており社協が実施したアンケート調査においても「何処に相談してよいかわからない」という回答が複数ありました。

相談窓口がわからず潜在的なニーズとして埋もれてしまうことにならないよう、関係機関や地域の協力者たちが互いに「顔の見える関係」をつくり、相談者がどこに相談しても、適切な機関につなぎ問題を解決できるネットワークが必要とされています。

【今後の取り組み】

①「新たなささえあい」活動の推進

地域福祉は地域住民をはじめ行政や社協及び福祉事業所、民生委員・児童委員や町内会・自治会、企業など様々な立場の人々で構成されています。

様々な立場の人々が連携し、互いの「強み」をいかしたネットワークを構築して地域の見守り活動など「新たなささえあい」の形を具現化していきます。

②小地域で顔の見える福祉活動の推進

町内6地区がそれぞれ地域住民の顔の見える関係を構築し、見守り活動や傾聴ボランティア活動など住民主体の地域活動を推進していきます。

③地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の設置

地域福祉の推進には地域ネットワークが機能するよう、地域住民や行政、福祉関係者など様々な人々へネットワークの構築を働きかける地域福祉コーディネーターの存在が不可欠です。社協では今後、各地区を担当する地域福祉コーディネーターの設置を検討していきます。

④地域福祉における医療・保健との連携

高齢化が急激に進む中で、誰もがいつまでも地域生活を継続していくには健康寿命を延ばしていくことが重要です。これからの地域福祉は医療・保健と福祉の垣根を越えたサービスを提供する必要性があり、それぞれの支援が効果的なものとなるために医療・保健関係者とも定期的な連絡会を開催し、連携する仕組みを推進していきます。

※6地区：P68参照

※潜在的なニーズ： 表に現れず、埋もれてしまっている課題

※地域福祉コーディネーター： 社会福祉士などの専門職が小地域圏域を担当し「個別支援」と、地域の課題や社会資源の発掘、地域ネットワークの構築といった「地域支援」の双方を実践する者

基本方針（3）社会福祉法人及び企業等の地域福祉活動の推進

【現状と課題】

昨今ではNPO法人や株式会社等の多様な経営主体が福祉サービスの担い手となるなか、社会福祉法人の在り方や役割が見直されています。

国は社会福祉法の一部改正により地域への社会貢献や「地域における公益的な取り組み」を行うことを社会福祉法人の責務として位置付けました。社会福祉法人は制度内の福祉サービスの提供だけではなく、「制度の狭間の課題」や「複合的課題」等へ積極的に取り組み、これまで以上に地域に必要とされる役割を果たすことが求められています。

【今後の取り組み】

①社会福祉法人連絡会（仮）の開催

町内の社会福祉法人に呼びかけ、定期的集まる機会を設置し互いに顔の見える関係づくりを行います。

ネットワークの構築により各法人が施設等で把握しているニーズや独自に取り組んでいる活動及び解決できず課題となっているニーズの情報交換等を行い、社会福祉法人が連携して地域福祉に取り組む活動を推進していきます。

②商工会や企業等との連携

郵便局や新聞販売店、ガス会社など個人宅を訪問する企業にも、見守り活動等の福祉活動へ協力していただけるよう働きかけていきます。

また、行政や商工会と連携し、空き店舗での福祉活動や障がい者への就労支援、買い物難民の解消等に取り組んでいきます。

近年増え続けている空き家についても、高齢者等が共同で生活するシェアハウスとしての活用などを行政や不動産会社等と連携して検討していきます。



社会福祉法人の社会貢献事業

※買い物難民： 近隣の商店やスーパーといった店舗が閉店することで、地域の住民が生活用品などの購入に困るという社会問題

基本方針（４）瑞穂町の強みや良さを活用した地域づくり

【現状と課題】

瑞穂町は町内会・自治会への加入率が他自治体に比べて高く、住民同士のつながりや結束力の高さは比較的、維持されています。ふれあいセンターや各コミュニティセンター、高齢者福祉センター寿楽など地域福祉の拠点となる施設も多数整備されています。また、緑を多く残す自然豊かな町でもあります。アンケート調査でも瑞穂町について「自然が豊か」、「環境に恵まれている」といった回答が多数ありました。

また、瑞穂町には四季折々に合わせたイベントがあり、イベントがボランティア活動を始める機会になったり、人と人をつなぐ場にもなっています。近年では農業ボランティア活動も増加し町の産業がボランティア活動の推進にもなっています。

住民同士の結束力の高さと緑あふれる豊かな自然は瑞穂町の「強み」です。町の「弱み」にばかりに着目するのではなく、町の「強み」に着目した地域づくりも必要です。

【今後の取り組み】

①町内会及び自治会活動への支援

町内会・自治会活動はもっとも身近な地域参加や地域活動を行う場です。瑞穂町は町内会・自治会活動が日常的に行われており、住民の地域活動や顔の見える関係が比較的、維持されています。

こうした既存の活動への理解促進を行い、町内会・自治会への加入者の増加に向けた支援を行っていきます。

②自然環境やイベントなど、地域特性を活かした住民参加の推進

ボランティアセンターみずほには、多くのボランティア団体が所属しており自然保護活動を行う団体や公園清掃、植栽を行うボランティア活動も行われています。

今後も瑞穂町の豊かな自然と多数のイベント、農業など町の特色に目をむけながら住民が身近な生活から地域参加が行える機会を増やしていきます。



町内会・自治会役員の方及び
民生委員・児童委員の方との住民懇談会